

子ども・子育て支援新制度について

平成25年7月12日

浦安市こども部

子ども・子育て関連3法について

○成立 平成24年8月

○目的 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実

(1) 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実

※幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化。

(2) 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け。

(3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

子ども・子育て支援新制度による主な変更点

◆社会全体による費用負担

社会保障の分野の1つとして「子育て」を位置づけ、消費税率引き上げによる増収から確保する0.7兆円程度を含めた1兆円超程度を恒久財源として確保。

◆認定こども園制度の改善

認可・指導監督、財源を一本化し、認定こども園への移行を促進

※保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省⇒内閣府に一本化

◆施設型給付 及び 地域型保育給付の創設

保育を必要とする子どもが、認定こども園、保育所、幼稚園、家庭的保育「保育ママ」、小規模保育などのいずれの施設を利用する場合も公費対象となる

⇒入所申込み時に保育の必要性を認定する仕組みを導入

◆市町村が制度の実施主体

地方版子ども・子育て会議の設置

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定



浦安市子ども・子育て会議

1. 趣旨 子ども・子育て支援法第77条において、子育て支援の施策プロセス等に参画することが出来る仕組みとして、地方自治体に「地方版子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされている。

2. 設置方法 条例で設置
⇒ 浦安市子ども・子育て会議条例 ※「資料1-1」を参照

3. 所掌事務 子ども・子育て支援法第77条1項に関すること

- ①特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園)の利用定員の設定
- ②特定地域型保育事業の利用定員の設定
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、評価及び施策の実施状況
- ④浦安市子育て支援総合計画(後期)の評価及び施策の実施状況

【浦安市子ども・子育て会議運営要綱より 抜粋】

※子ども・子育て支援事業計画についてはP6で説明

浦安市子ども・子育て会議 組織

浦安市子ども・子育て会議

委員 15名

所掌事務 浦安市子ども・子育て会議運営要綱第2条に関すること

浦安市子ども・子育て会議ワーキングチーム
(庁内検討組織)

就学前保育・教育あり方検討会

放課後児童の支援のあり方検討会

※各会議のスケジュールは「資料1-5」で説明



子ども・子育て支援事業計画①

子ども・子育て支援法第61条で各市町村に義務化

1. 趣旨 国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する計画

2. 計画の評価等について

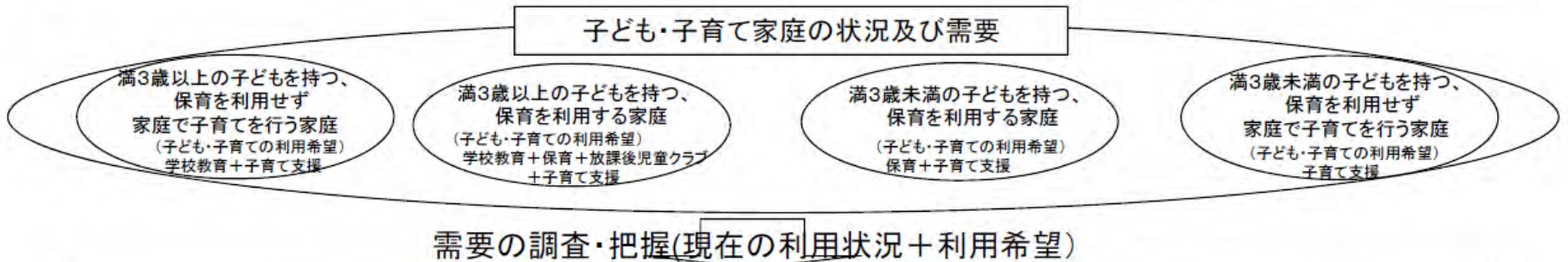
計画の進捗状況を点検、評価。必要がある場合は見直しを行う。
PDCAサイクルで本計画を推進（P9を参照）

3. 策定スケジュール ※国の動向に応じて変更の可能性あり

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平成25年度				アンケート案の検討 会議①			ニーズ調査の実施 会議②			計画案の検討 会議③				
				→			→			→				
平成26年度		計画案の検討・事業方策の検討 会議⑤				パブリックコメント 会議⑥			計画最終案の検討 会議⑦				策定 会議⑨	27年 4月 新制度 施行予定
		→				→			→					

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

内閣府「基本指針の概要(案)」より抜粋

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント -「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を記載。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(〇年度に〇人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

内閣府「基本指針の概要(案)」より抜粋

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

→本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

①【 計画段階】 ~Plan~

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設) ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 ②''			20人			30人			50人			50人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②【 実施段階】 ~Do~

※認定者数が想定を上回ったケース

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人
認定者数		300人	210人	210人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	②''			20人			30人
②-①		0	▲10人	▲110人	0	▲20人	▲40人

④【 見直し後の計画】 ~Action~

		3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
1号		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
2号		300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
3号		300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人
②-①		0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0

③【 点検・評価】

~Check~

点検・評価(毎年度) → 必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)

※地方版子ども・子育て会議等を活用

内閣府「基本指針の主な記載事項」より抜粋

地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、以下の13事業が法定化されています。
(子ども・子育て支援法第59条)

- ①利用者支援（新設）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③一時預かり事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩放課後児童育成クラブ
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新設）
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新設）

①利用者支援…住民の身近な場所（子育て支援拠点等）において、子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業 **例）横浜市保育コンシェルジュ**

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業…世帯の所得の状況その他事情を勘案して市町村が定める支給認定者が、支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業
例）園服代、道具箱代等の全部又は一部助成

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業…多様な事業者の活力を利用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業

利用者支援（子育てケアマネジャー）

1. 事業内容

子育てに関する市民のための相談総合窓口です。子育てケアマネジャーが、子育てについてのさまざまな相談に、面接、または電話で応じます。相談内容をお聞きした上で関係機関と連携を取り、担当機関を案内するワンストップサービスを実施するほか、制度、サービスの紹介も行います。

2. 実施場所・日時等

相談日／月～金曜日 9時～12時、13時～16時（祝日、年末年始を除く）

場 所／子育て相談室（集合事務所3F 子育て支援センター内）面談・電話の相談
子育て総合窓口（第3庁舎1F）※面談による相談

3. 24年度実績

相談件数	子育て相談室	354件
	子育て総合窓口	98件
	計	452件



地域子育て支援拠点事業

1. 事業内容

認可保育園に併設されている子育て支援センターで、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報の提供を行っています。

対象／ 0歳～就学前のお子さんとその保護者の方

2. 実施場所

全8か所

- ①高洲保育園 ②海園の街保育園 ③弁天保育園 ④浦安駅前保育園
- ⑤入船北保育園 ⑥しおかぜ保育園 ⑦ポピンズナーサリースクール新浦安
- ⑧愛和元町保育園

3. 24年度実績

8園 延べ 22,929組



一時預かり事業

1. 事業内容

日々通常、家庭保育を行っているご家庭が一時的に保育できなくなった場合に、保育園でお子さんをお預かりする制度です。

利用対象/同居する方が保育できず、次のいずれの事由に該当する方

○非定型保育（月64時間未満）

パート等の就労、就学、定期的な通院・看護・ボランティア活動等

○緊急保育（月14回まで）

○保護者の傷病・出産による入通院、保護者が家族の一時的な看護・介護に従事、冠婚葬祭等

○私的事由による（月2回まで）、保護者が育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため等

○対象：市内に居住している生後4か月から就学前までのお子さん

保育時間：月～土曜（日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）1日と半日のいずれか。

○1日/8時30分～17時 *土曜日は正午まで

○半日/8時30分～13時、13時～17時

2. 実施場所 全7園

①東野保育園 ②高洲保育園 ③弁天保育園 ④浦安駅前保育園

⑤しおかぜ保育園 ⑥ポピンズナーサリースクール新浦安 ⑦愛和元町保育園

3. 24年度実績 7園 延べ 9,030人

乳児家庭全戸訪問事業

(はじめまして赤ちゃん訪問・母子保健推進員訪問)

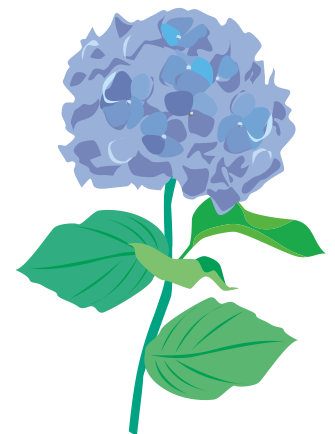
1. 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては助言や適切なサービス提供につなげます。

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

2. 24年度実績

赤ちゃん訪問 1,257人
母子保健推進員訪問 1,151人



養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ①

養育支援訪問事業にあたる事業



●浦安市育児支援家庭訪問事業

1. 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要と認められる児童や保護者、出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅において相談、指導、助言等の必要な支援を行う事業です。

具体的には、こども家庭支援センターの家庭相談員、保健師等が、産後うつなど子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭への訪問による助言・指導を行っています。

2. 24年度実績

37世帯延べ161回（育児家事支援・指導）

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ②

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業



●浦安市こども発達センター事業

1. 事業内容

心身の発達に遅れや心配のある子どもたちが、将来地域の中で自立（自己決定・自己選択）していける基盤づくりを目標に大きく以下の3つに分けて、様々な事業を実施しています。

①通園部門 対象：0～6歳（未就学児）

親子での通園を基本としながら、小集団での生活や遊びを通して、生活習慣や社会性、親子関係を育みます。児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。

②外来部門 対象：0～18歳

臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士の各専門職員により個別の相談や指導・訓練を基本にその他巡回相談等を実施しています。

③相談支援事業

こども発達センター利用児の保護者に対して、子どもの支援体制に関する全般的な相談を行います。また、通園部門利用児に対して、サービス等利用計画書を作成します。

2. 24年度実績

I. 集団療育実績

1. 児童発達支援利用実績

1) 利用人数

	今年度		前年度		前年度比	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
子	58	3,930	60	3,981	-2	-51
親	32	1,088	20	975	12	113
合計	90	5,018	80	4,956	10	62

事業日数
234

(* 欠席時対応加算のみの子

7人・延べ日数15日は除外しています)

2) 契約児数

契約児数	新規契約児	解除児数	契約児前年度比
58	26	6	-2

3) 年齢別内訳

0才	1才	2才	3才	4才	5才	合計
0	0	15	13	15	15	58

4) 障がい別内訳

知的障がい	言語発達障がい	肢体不自由	重症心身障がい	発達障がい
37	0	7	3	11
家庭環境	情緒の障がい	聴覚障がい	その他	合計
0	0	0	0	58

Ⅱ. 個別相談・訓練利用実績

1. 児童発達支援 個別相談・訓練及び巡回相談実績

個別相談・訓練	心理室	ST室	OT室	PT室	保育室	合計
今年度	445	356	365	208	246	1,620
前年度	610	400	485	191	290	1,976
前年度比	-165	-44	-120	17	-44	-356

巡回相談	心理室	ST室	OT室	PT室	保育室	合計
今年度	4	1	4	4	10	23
前年度	18	1	6	1	5	31
前年度比	-14	0	-2	3	5	-8

2. 外来利用児 個別相談・訓練及び巡回相談実績

個別相談・訓練	心理室	ST室	OT室	PT室	合計
今年度	3,981	2,292	1,681	946	8,900
前年度	3,859	1,806	1,352	1,028	8,045
前年度比	122	486	329	-82	855

巡回相談	心理室	ST室	OT室	PT室	合計
今年度	137	14	21	9	181
前年度	136	9	17	13	175
前年度比	1	5	4	-4	6

ST：言語 OT：作業療法 PT：理学療法

ファミリー・サポート・センター事業

1. 事業内容

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望する人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により子育てする家庭の育児を応援します。

※ 料金一覧表

区 分		報酬の額	
4ヶ月～ 小学6年生	月曜日から金曜日までの午前6時から22時	1時間当たり	700円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始 (12/29～1/3) 並びに上記以外の時間	1時間当たり	900円
新生児 (生後7日目～ 生後4ヶ月未満)	月曜日から金曜日までの午前6時から22時	1時間当たり	1,100円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始 (12/29～1/3) 並びに上記以外の時間	1時間当たり	1,200円
病後児	月曜日から金曜日までの午前6時から22時	1時間当たり	1,100円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始	1時間当たり	1,200円
宿 泊	22時から翌6時	1泊	8,000円
	前後必要な時間	通常報酬を加算します。	

※子ども一人当たり

2. 24年度実績（平成25年3月31日現在）

①会員数

まかせて会員	おねがい会員	どっちも会員	計
282人	1,712人	254人	2,248人

②活動内容、派遣件数

内 容	派遣件数
保育園・幼稚園・児童育成クラブ等への送迎及び保育時間前後の預かり	2,635件
保育園・学校等休みの時の援助	48件
保育園等施設入所前の援助	5件
保護者等の短時間・臨時就労の場合の援助	112件
保護者等の求職活動中の援助	10件
保護者等の冠婚葬祭による外出や他の子どもの学校行事の際の援助	54件
保護者等の買い物等外出の際の援助	384件
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	201件
リフレッシュ	30件
保護者等の習い事・講習受講	40件
新生児・宿泊等	14件
その他(習い事への送迎、習い事終了後からの預かり等)	1,268件
計	4,801件

子育て短期支援事業

1. 事業内容

保護者の方が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的にお子さんの養育が困難になったとき、お子さんを預けることができます。

- ショートステイ（短期入所：原則として6泊7日以内）
保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで緊急一時的な利用
- トワイライトステイ等（夜間や日中の一時的な利用）
夜間：平日の午後6時～午後10時
日帰り：午前8時～午後6時のうち8時間
- 対象児童：満1歳以上18歳未満の児童

2. 実施場所 児童養護施設 晴香園（松戸市）

3. 24年度実績 5世帯6名延べ21泊の利用



延長保育事業

1. 事業内容

保育園で、基本の保育時間を超えてお子さんを預かる事業です。

市内の保育園の基本保育時間は、月曜～金曜日 8時30分～16時30分
土曜日 8時30分～11時30分

延長保育時間は、月曜～金曜日 7時～8時30分 16時30分～19時
土曜日 11時30分～16時

公設民営保育園の一部では、土曜日 19時まで実施。

民設民営保育園の一部では、月曜～土曜日 19時以降も実施。

2. 実施場所

認可保育園18園

(内訳：公設公営保育園7園、公設民営保育園5園、民設民営保育園6園)

3. 24年度実績

平成25年3月末現在、18園 年間利用児童数 1,367人 (保育時間11時間以上)

病児・病後児保育事業

1. 事業内容

病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難なお子さんをお預かりする病後児保育事業を実施しています。*病気回復期とは、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の保育が必要がある時期のことです。

- 対象：市内在住、又は市内の（認可）保育園に入所しているお子さん
生後57日目～小学3年生までのお子さん
病気回復期のため、集団保育や家庭保育が困難なお子さん

2. 実施場所

- 浦安中央病院ぱんだルーム
保育時間/月～金：8時～18時、
土：8時～12時30分（前日まで利用しているお子さんの引き続きのみ）
*日曜・祝日・年末年始はお休みです。
- ポピンズナーサリースクール新浦安
保育時間/月～金：8時～18時
*土・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

3. 24年度実績

2か所 延べ381人



放課後児童育成クラブ

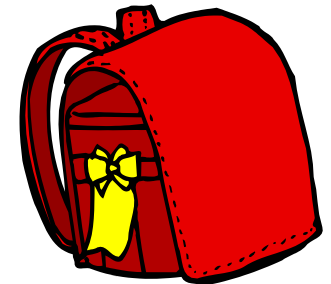
1. 事業内容

児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（定員に余裕がある場合のみ4年生）までの児童と、療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象に、その放課後の時間帯において、家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図ることを目的としています。

2. 開所日時

○小学校の通常授業日 月～金曜日 下校時～午後7時

○小学校の休業日（夏休み・冬休み・春休み、臨時休校日、土曜日）
月～金曜日 午前8時～午後7時
土曜日 午前8時～午後4時



※日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）はお休みです。
また、市長が閉所の必要があると認めるときはお休みとなります。

3. 24年度実績（平成24年5月1日現在）

No	クラブ施設名	対象学区	住 所	定 員	入会 児童数
1	北部小学校地区 児童育成クラブ	北部小	北栄3-20-3	150	132
2	南小学校地区 児童育成クラブ	南 小	堀江5-4-1 堀江2-23-21	175	113
3	見明川小学校地区 児童育成クラブ	見明川小	弁天3-1-2	105	86
4	入船北小学校地区 児童育成クラブ	入船北小	入船6-9-2	75	28
5	入船南小学校地区 児童育成クラブ	入船南小	入船3-66-1	100	89
6	舞浜小学校地区 児童育成クラブ	舞浜小	舞浜2-1-1	120	108
7	東小学校地区 児童育成クラブ	東 小	猫実1-11-1 北栄4-1-17	165	147
8	日の出小学校地区 児童育成クラブ	日の出小	日の出2-11-10	65	89

9	日の出南小学校地区 児童育成クラブ	日の出南小	日の出5-4-3	120	117
10	明海小学校地区 児童育成クラブ	明海小	明海2-13-1	60	36
11	明海南小学校地区 児童育成クラブ	明海南小	明海5-5-1	110	85
12	浦安小学校地区 児童育成クラブ	浦安小	猫実4-9-1	98	81
13	富岡小学校地区 児童育成クラブ	富岡小	富岡1-1-1	85	41
14	美浜南小学校地区 児童育成クラブ	美浜南小	美浜3-15-1	70	50
15	美浜北小学校地区 児童育成クラブ	美浜北小	美浜5-12-1	55	25
16	高洲小学校地区 児童育成クラブ	高洲小	高洲4-2-8	95	110
17	高洲北小学校地区 児童育成クラブ	高洲北小	高洲2-2-1	90	102
18	東野小学校地区 児童育成クラブ	東野小	東野1-7-3	213	144
			計	1,951	1,583

妊婦健診 (妊婦健康診査)

1. 事業内容

妊娠中はからだの状態をよく確認し、おなかの赤ちゃんの成長を医師や助産師に診てもらうことが大切。妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的としています。健診は、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で受けることができます。(一部自己負担有り)

受診票は、妊娠届出の時に母子健康手帳と一緒に別冊として渡しています。

千葉県外の医療機関によっては使用できない場合があります、受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成金を申請することができます。

2. 実施場所 各医療機関等

3. 24年度実績 配布者 1,529人
受診者 延べ16,621人

